

1-2 事業費の負担区分及び負担割合の予定、受益者分担金の負担方法及び造成施設の管理方法

1 事業費

中山間地域農業農村総合整備事業 伊豆河東地区

工事費	1, 464, 000千円
事務費	70, 000千円
計	1, 534, 000千円

2 負担区分及び負担割合

区分	国庫	県費	受益者分担金		市町村負担金 (法第91条 第6項)
			土地改良区等 (法第91条第1項及び第4項)	市町村 (法第91条第2項)	
工事費	55%	30%	—	—	15%
事務費	—	100%	—	—	—

(1) 事業費は、物価の変動により増減する場合がある。

(2) 補助の対象にならない経費及び本事業推進上、特に必要な経費は受益者の負担とする。

3 受益者分担金の負担方法

東伊豆町の受益者分担金は、東伊豆町が全額負担する。

また、河津町の受益者分担金は、河津町が全額負担する。

4 農地の転用に伴う国費・県費の徴収

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内に転用された（農用地でなくなった）場合は、本事業に要した国費・県費のうち当該転用された面積に相当する金額を、当該転用農用地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者から徴収する。

5 造成施設の管理方法

当該事業により造成された土地改良施設の内、東伊豆町が静岡県から譲与又は管理の委託を受けた土地改良施設については、東伊豆町が管理する。また、河津町が静岡県から譲与又は管理の委託を受けた土地改良施設については、河津町が管理する。